

# 青森県報

第五百二十二号

令和四年  
十月十二日  
(水曜日)

## 目次

### 公 告

○肥料登録の有効期間の更新.....

(食の安全・  
安心推進課) ...

### 収用委員会

○収用及び使用の裁決手続開始の決定..... (監理課) ...

## 公 告

### 肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和四年九月三十日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三八二号	肥料の種類 混合堆肥複 合肥料	肥料の名称 農研一号	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 五・五 りん酸全量 七・六 内く溶性 りん酸 七・五	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 株式会社農産 技研 十和田市大字 三本木字並木 西一七一の一 二
----------------------	-----------------------	---------------	---	----------------------------	--

青森県第 三八三号	混合堆肥複 合肥料	ノウサン一 番	窒素全量 五・五 りん酸全量 七・六 内く溶性 りん酸 七・五 加里全量 五・五 内く溶性 加 里 五・〇 内水溶性 加 里 二・五 く溶性 苦土 二・〇	加里全量 五・五 内く溶性 加 里 五・〇 内水溶性 加 里 二・五 く溶性 苦土 二・〇	公定規格 のとおり
--------------	--------------	------------	--	---	--------------

## 収 用 委 員 会

### 収用及び使用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和四年十月十二日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

### 一 起業者の名称

東北電力ネットワーク株式会社 取締役社長 坂本 光弘  
上記代理人 東北電力ネットワーク株式会社 執行役員青森支社長

菊地 善一

二 事業の種類

特別高圧送電線三本松線保全事業（青森県むつ市中央一丁目地内）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

別表3のとおり

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和四年九月二十七日

別表 1

(1) 収用しようとする部分

土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	現況	
青森県むつ市中央一丁目	172番1	山林	宅地	4,330	-	84.64

(2) 使用しようとする部分

土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	現況	
青森県むつ市中央一丁目	172番1	山林	宅地	4,330	-	440.1
青森県むつ市中央一丁目	173番2	山林	宅地	2,927	-	510.98
青森県むつ市中央一丁目	173番6	宅地	宅地	2,739.00	-	99.31
青森県むつ市中央一丁目	152番3	山林	宅地	629	-	2.05

青森県むつ市中央一丁目	143番5	雑種地	宅地	15	-	1.51
-------------	-------	-----	----	----	---	------

別表 2

氏 名	住 所
有限会社コンノ 紺野 健治 代表取締役	青森県むつ市金谷二丁目16番1号

別表 3

土地の所在	地 番	氏 名	住 所	権利の種類等
青森県むつ市中央一丁目	172番1 173番2	株式会社 青森銀行 代表取締役 成田 晋	青森県青森市橋本一丁目9番30号	根抵当権

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県		(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社		毎週月・水・金曜日発行
				定価 小口一枚二付十五円